

○上峰町空家対策推進協議会設置要綱

平成28年12月16日

要綱第22号

改正 平成30年3月5日 要綱第4号

(設置)

第1条 上峰町空家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第19号。以下「条例」という。）第6条に基づき空家等の対策を協議するために空家対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 条例第2条第1項第4号に規定する「危険な状態」の判断基準に関する事項
- (2) 条例第5条に基づく空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (3) 「危険な状態」の空家等に対する措置の方針に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策を促進するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、町長及び10名以内の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業関係の代表者
- (2) 地域住民
- (3) 有識者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要と認めるときは、関係者に対し、当該会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、住民課環境係に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月5日要綱第4号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が召集する。